

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》
- (2) 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す《被害の子供を守る》
- (3) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり《周囲の子供に働き掛ける》
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、法及び条例の定める基本方針にのっとり、保護者・地域・児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止や早期発見、早期対応、重大事態への迅速かつ的確な対応に資する。

イ 所掌事項

- (1) いじめ防止基本方針及びいじめ防止計画の策定
- (2) 生徒会等による主体的な取組への支援
- (3) いじめに関する研修の実施
- (4) 未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等、各段階における主導的役割

ウ 会議

週 1 回のスクールカウンセラー連絡会で、学年、保健室、スクールカウンセラー等が把握する生徒の人権に関わるいじめ等の課題について情報交換し、具体的な対応策を打ち出す。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー
※必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校運営連絡協議会委員として学校の教育活動へ助言するとともに、地域・関係機関としての機能を活用し、学校いじめ対策委員会の支援を行う。

イ 所掌事項

- (1) 被害生徒及び保護者への状況に応じた支援
- (2) 加害生徒の健全育成及びその保護者に対する支援
- (3) それぞれの立場を生かした学校に対する、問題を解決するための支援

ウ 会議

年2回、1、2学期に開催する。

エ 委員構成

校長・前期課程副校長・後期課程副校長・前期課程生徒部主任・後期課程生徒部主任・八王子警察署職員・八王子市子ども家庭支援センター職員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 生徒会役員やホームルーム委員等による朝礼や集会等を活用した呼び掛け、アンケートの実施と分析
- イ 道徳やホームルーム等を活用した、生徒相互の人権尊重精神涵養のための授業の実施
- ウ スクールカウンセラーによる中等1年生及び4年生への全員面接実施
- エ スクールカウンセラーによるエンカウンター活動の実施
- オ 学級担任による三者又は二者面談の実施

(2) 早期発見のための取組

- ア 各学期1回程度、いじめに関するアンケートの実施と分析
学年及び生徒部教員の連携による、気になる案件についての迅速な事実確認
※実施したアンケート用紙は次年度より3年間保存する。
- イ スクールカウンセラーによる中等1年生及び4年生への全員面接実施（6月まで）
前期課程・後期課程それぞれ週1回程度、管理職、スクールカウンセラー、教育相談担当教員、養護教諭によるスクールカウンセラー連絡会の実施、方策の提案
- ウ 学期に1回程度、適切な時期に三者又は二者面談の実施し、生徒が安心して相談できる機会を設ける。
- エ 校内研修を通じた、いじめ防止カード、いじめ実態調査における生徒対象アンケート、生活意識調査、いじめ発見のチェックシート、いじめ総合対策チェックシート等活用法の共通理解・周知徹底
- オ 生徒の行動記録等、定例会で確認し、機密事項として厳重管理

(3) 早期対応のための取組

- ア 迅速かつ確実な報告・連絡・相談が行われるよう、発見教員→生徒部・学年→管理職というラインの周知・徹底
- イ 学校いじめ対策委員会の開催及び速やかな対応策の作成・実行
- ウ 被害生徒に対する、養護教諭による日常的な心身のケア、スクールカウンセラーとの連携による的確なメンタルケア、保護者の心情理解、積極的な連携
- エ 加害生徒との面談、いじめを起こした背景の理解、保護者と連携し、発達段階を踏まえた厳しくも心の通った指導
- オ 全教職員による共通理解・観察を前提とした、いじめ情報提供者の安全確保及び秘密の保持

(4) 重大事態への対処

- ア 被害の子供に対する、学年等複数の教員によるマンツーマンでの保護

- スクールカウンセラーとの面談によるメンタルケア
- 保護者を交えた話し合いによる、家庭での状況の把握とケア
- イ 加害の子供とその保護者に対するケア
 - 学年や発達段階に応じた特別指導（課題学習、自宅謹慎等）
 - 必要に応じた別室での学習等の実施、警察への相談・通報
- ウ 必要に応じた学年集会や全校集会等の実施、すべての生徒への働き掛け
- エ 学校経営支援センター等、東京都教育委員会への報告・連携
 - 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
 - 東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用
- オ いじめ対策緊急保護者会の開催
 - 学校サポートチームの活用

5 教職員研修計画

- (1) 通年で「いじめ総合対策【第2次】」を適宜活用した研修を実施
- (2) 1学期末、DVD等を活用した校内研修の実施
- (3) 2学期当初、生活指導担当者連絡会配布資料「東京都におけるいじめの防止等の対策と学校の実取組」を活用した校内研修の実施
- (4) 2学期末、「いじめ防止教育プログラム」を活用した校内研修の実施
- (5) 3学期中、様々な事例検討を通じた校内研修を実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 各学年の保護者会の活用、いじめ防止に向けた学校の実取組状況報告、協力依頼
- (2) ホームページの活用、いじめ防止に向けた学校の実取組状況に係る情報発信

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会及び学校サポートチーム会議を活用、いじめ防止に向けた学校の実取組状況報告・協力依頼
- (2) 学校経営支援センター等、東京都教育委員会への的確な時期の報告・連絡・相談
- (3) 教育相談センター等が行っている様々な支援策の活用

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめに関する項目を含めた学校評価の活用
- (2) 養護教諭、スクールカウンセラー、生徒部、学年等の緊密な連携による、いじめの未然防止、早期発見・早期対応ができる、盤石な組織体制の構築
- (3) 各教員が深い生徒理解に基づく対応ができるよう、生徒から相談を受ける時間・環境の整備

平成 27 年 4 月 1 日	26 南多中等第 1200 号
平成 28 年 5 月 6 日改定	28 南多中等第 261 号
平成 31 年 4 月 1 日改定	31 南多中等第 91 号
令和 6 年 4 月 1 日改定	6 南多中等第 97 号